

2018年6月

一般社団法人 日本建設組合連合
会長 黒島 一生殿

経済産業省 中小企業庁
消費税転嫁対策室

【消費税転嫁に関する資料送付、および周知ご協力のお願い】

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、消費税率は2014年4月に5%から8%に引き上げられ、
2019年10月には10%への引き上げが予定されております。

この度、一般社団法人日本建設組合連合様にご協力頂き、各都道府県組合会員の皆様への
消費税転嫁対策に関する資料として「消費税転嫁万全対策マニュアル」「申告情報受付窓口」
「自己チェックシート」等をお届けいたします。このうち、「[自己チェックシート](#)」に
つきましては、ぜひ各都道府県組合連合の会員の皆様への配布をご検討いただければ幸い
でございます。

(パソコン上にて、「[自己チェックシート](#)」部分をクリックすると、「自己チェックシート」
がダウンロードできます。ぜひご活用ください。)

もし、会員の皆様がいいたたきや減額の被害に遭っている、あるいは懸念がある場合には、
消費税転嫁対策室までご相談下さいますよう、会員の皆様に周知ご協力いただきたく
ご案内申し上げます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

■ご相談窓口

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室 調査1班
TEL 03-3501-1502、1503
下田 眞平 shimoda-shinpei@meti.go.jp
河辺 正史 kawabe-masashi@meti.go.jp

一般社団法人
日本建設組合連合会員の皆さま

消費税
転嫁対策

<予定>
平成31年10月より
消費税率は10%に

損を
しないで！



消費税を取引先の会社から
きちんともらえていますか？

経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

所在地 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
<http://www.chusho.meti.go.jp/>

電話番号 03-3501-1502、1503

担当者： 下田 眞平 shimoda-shinpei@meti.go.jp
河辺 正史 kawabe-masashi@meti.go.jp

チェック

損をしないための「自己チェックシート」

- 取引先企業から、消費税分を支払ってもらえない。
- 支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。
- 税込みの取引で、消費税が8%になっても総額は変わらなかった。
- 消費税は8%払ってくれたが、値下げ要請をされた。
- 取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないとされた。
- 「免税事業者だから」という理由で消費税を支払ってもらえない。

★ チェックが一つでもあったら

まずは、下記へ相談ください！

経済産業省 中小企業庁
消費税転嫁対策室
TEL: 03-3501-1502、1503

<担当者>
下田 眞平 shimoda-shinpei@meti.go.jp
河辺 正史 kawabe-masashi@meti.go.jp

一般社団法人
日本建設組合連合会員の皆さま

消費税
転嫁対策

<予定>
平成31年10月より
消費税率は10%に

損を
しないで!



消費税を取引先の会社から
きちんともらえていますか？

経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

所在地 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
<http://www.chusho.meti.go.jp/>

電話番号 03-3501-1502、1503

担当者： 下田 眞平 shimoda-shinpei@meti.go.jp
河辺 正史 kawabe-masashi@meti.go.jp

チェック

損をしないための

「自己チェックシート」

取引先企業から、消費税分を支払ってもらえない。

支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。

税込みの取引で、消費税が8%になっても総額は変わらなかった。

消費税は8%払ってくれたが、値下げ要請をされた。

取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないとされた。

「免税事業者だから」という理由で消費税を支払ってもらえない。

★ チェックが一つでもあったら

まずは、下記へ相談ください！

経済産業省 中小企業庁
消費税転嫁対策室

TEL: 03-3501-1502、1503

<担当者>

下田 眞平 shimoda-shinpei@meti.go.jp

河辺 正史 kawabe-masashi@meti.go.jp